

障害者特例・長期在職者特例の制度について

障害者特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、傷病により年金制度上の障害等級が3級以上に該当する程度の障害の状態にあるときは、受給権者の請求により、原則として、請求の翌月から特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分と併せて定額部分と加給年金額が支給されます。

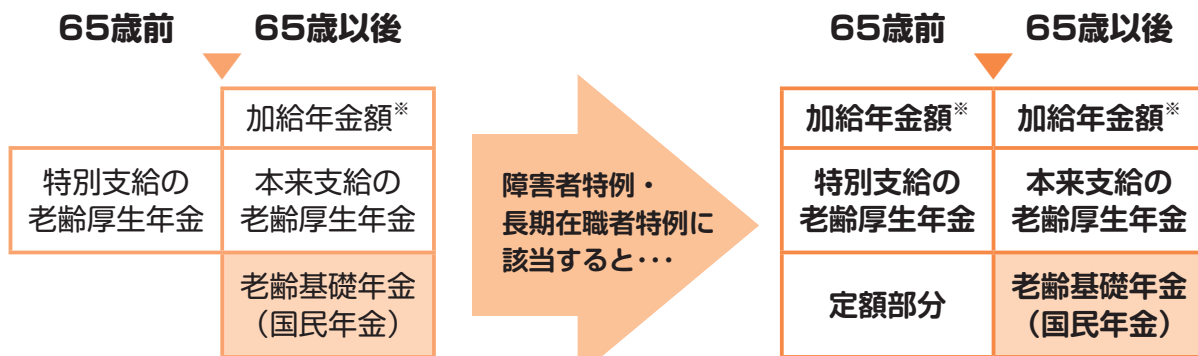
長期在職者特例

組合員期間（民間会社等の厚生年金加入期間は含みません。）が44年以上あるときも、障害者特例と同様の扱い（請求は不要）となります。

注1) 厚生年金の被保険者である間は、「障害者特例」及び「長期在職者特例」の適用を受けることはできません（加算はありません。）。

注2) 特別支給の退職共済年金についても、特別支給の老齢厚生年金と同様の取扱いとなります。

支給のイメージ



※加給年金額の加算については、厚生年金の被保険者期間が20年以上あり、生計を維持している65歳未満の配偶者を有している等の一定の条件があります。

本年10月から年金払い退職給付に係る 基準利率及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の 値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会トップページ）

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会